

インターネットでの名簿の公開について

1. パブリックコメントで寄せられた意見

- 社員の住所について、未成年、被成年後見者等の社会的弱者の住所も公開されることになり得るため、非公開が望ましい。
- 社員の氏名は、法人の意思決定に関わっている者を示唆するものであり、行政が電子情報として公開することの公益性を優先して公開すべき。
- 社員及び役員の住所をインターネット上非公表とすることにより、NPO法人に係る法令等に詳しくない者に対し閲覧等が可能なこれらの情報が保護されているとの誤解を生じさせ、情報格差につながりうることから、これらの情報を公開すべきである。
- 個人情報保護の観点から、氏名公表の判断については法人側にゆだねるべきである。

2. 都道府県の実態

閲覧資料をインターネットで公開している都道府県：28都府県

	役 員 名 簿			
		住所も含め公開	住所のみ非公開	名簿非公開
社員名簿	住所も含め公開	2	0	0
	住所のみ非公開	0	3	0
	名簿非公開	1	5	16

※ 1 県は名簿の公開をNPO法人の任意としている。

3. 役員名簿を公開し、社員名簿を公開しない理由

- ホームページの開設時にNPO法人側にアンケートを実施し、その結果を踏まえ、役員名簿はホームページで公開、社員名簿は非公開とした。【鳥取県】
- 個人情報保護と法人の情報公開に対する要請の均衡を考慮した結果、役員はホームページで公開、社員は非公開とした。【福岡県、千葉県、熊本県、大分県】
- 当初、社員名簿を公開していたが、NPO法人から要請を受け、社員名簿を非公開とした。【大阪府】